

黒石市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第2号

黒石市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

黒石市外国語指導助手任用規則（平成24年黒石市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に定める用語の意味」を「、次の各号に掲げる用語の意義」に改める。

第3条中「教育委員会」を「黒石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「外国語科等」を「外国語等」に改め、同項第4号中「外国語科担当教員等」を「外国語担当教員等」に改める。

第6条第1項第3号中「障がい」を「障害」に改める。

第7条第1項中「黒石市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例」を「黒石市外国語指導助手等の報酬及び費用弁償に関する条例」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

外国語指導助手の休日は、次に掲げる日とする。

第12条第1項中「期間は」の次に「、次の各号に掲げる区分に応じ」を加え、「掲げる」を「定める」に改める。

第15条第1項中「の各号」及び「伝染性の疾病その他の」を削り、同項第1号中「病毒伝ばのおそれのある伝染病」を「感染症」に、「伝染予防」を「感染予防」に改める。

第16条第1項ただし書及び第2項ただし書中「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

第17条中「あたり」を「当たり」に改める。

第19条中「すべて」を「全て」に改める。

第21条中「あたり」を「当たり」に改める。

第22条の見出し中「セクシャルハラスメント」を「セクシュアルハラスメント」に改める。

第25条中「自動車等」の次に「（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）」を加える。

第26条第2項中「各号に」の次に「掲げる区分に応じ、当該各号に」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。